

特定非営利活動法人 SEED OF ARTS 定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人 SEED OF ARTS と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、国内および国際的なネットワークを活用して、日本全国の市民を対象に、舞台芸術を中心とした芸術文化活動を行うことにより、市民の豊かな感性の育成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 芸術・文化およびそれに関連するコーディネート事業
- (2) 芸術・文化およびそれに関連するワークショップ事業
- (3) 芸術・文化およびそれに関連する国際交流事業
- (4) 芸術・文化およびそれに関連する情報収集・発信・調査研究事業

第 3 章 会員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 特別会員 この団体の事業に賛同する個人又は団体

(入会)

第 7 条 正会員又は特別会員の入会について、特に条件は定めない。

2 正会員又は特別会員として入会しようとするものは、代表が別に定める入会申込書により、理事長に申込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して 2 年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 3 人以上 10 人以内
- (2) 監 事 1 人以上 2 人以内

2 理事のうち、1 人を代表とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選により決定する。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は、理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。また理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事の中から理事長があらかじめ指定した者が、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの団体の財産の状況について、理事が意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期はそれぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 事業計画及び予算に関する事項

(4) 事業報告及び決算に関する事項

(5) 役員を選任等に関する事項

(6) 入会金及び会費に関する事項

(7) 長期借入金に関する事項

(8) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 3 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表が招集する。

2 代表は、前条 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(客足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第3項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 41 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係わる事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 42 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 44 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 2 ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(長期借入金)

第 49 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる理由により解散する。

総会の決議

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、特定非営利活動法人、社団法人、財団法人、国又は地方公共団体のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイトの法人入力情報欄に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、団体がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	齊藤実雪
理事	井上はるか
同	上岡美津子
同	坪内 一
監事	佐藤 彰

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 18 年 5 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

入会金	0 円
会費	一口 3,000 円 (一口以上)

(2) 特別会員

入会金	0 円
会費	一口 3,000 円 (事業毎、一口以上)

附則

この定款は、令和 年 月 日から施行する。

令和7年度 事業計画書

法人の名称 特定非営利活動法人 SEED OF ARTS

1、事業計画

令和7年度は主催事業「国際交流事業」「情報収集・発信・調査研究事業」に取り組みます。受託事業は、令和6年度に引き続き「令和7年度横浜市にぎわいスポーツ文化局 子どもの文化体験推進事業みちくさ*アート」並びに他財団よりワークショップ事業等を受諾予定です。

2、事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 芸術・文化およびそれに関連するコーディネート事業

内容：来年度実施予定の令和7年度横浜市にぎわいスポーツ文化局子どもの文化体験推進事業みちくさ*アートにおける童話を使ったアプライドドラマの実践に向けて準備を進める。

日時：通年

場所：横浜市内

従事者人数：4名

受益対象者：横浜市内公立学校児童 60名

支出見込額：0円

② 芸術・文化およびそれに関連するワークショップ事業

内容：来年度実施予定の令和7年度日本語とつながる演劇ワークショップにおける日本語学習につながるプログラムや表現活動の実践に向けて準備を進める。

日時：通年

場所：横浜市内

従事者人数：3名

受益対象者：日本在住の日本語教室に通う学生など 20名

支出見込額：0円

③ 芸術・文化およびそれに関連する国際交流事業

内容：来年度実施予定のシアター・コーディネーター養成講座における劇場と社会の間に立ち企画、発信する人材の育成の実践に向けて準備を進める。

日時：通年

場所：横浜市内

従事者人数：5名

受益対象者：俳優や演劇を学ぶ学生 80名

支出見込額：0円

④ 芸術・文化およびそれに関連する情報収集・発信・調査研究事業

内容：来年度実施予定のリンカーンセンター・エデュケーションディレクターからニュー YORKの取組や事例を学び、報告や発信する実践に向けて準備を進める。

日時：通年

場所：横浜市内

従事者人数：4名

受益対象者：ティーチングアーティスト 15名

支出見込額：3,000円

令和8年度 事業計画書

法人の名称 特定非営利活動法人 SEED OF ARTS

1、事業計画

令和8年度も主催事業「国際交流事業」「情報収集・発信・調査研究事業」に取り組みます。受託事業は、令和7年度に引き続き「令和8年度横浜市にぎわいスポーツ文化局 子どもの文化体験推進事業みちくさ*アート」並びに公益財団法人東京都歴史文化財団よりワークショップ事業等を受諾予定です。

2、事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 芸術・文化およびそれに関連するコーディネート事業

令和8年度横浜市にぎわいスポーツ文化局子どもの文化体験推進事業みちくさ*アート

内容：童話を使ったアプライドドラマの実践

*アプライドドラマ：参加者自身がドラマを創造し、経験することで、コミュニケーション能力や自己理解、協働性を高める効果が期待できる。

日時：2026年7月 全3回 予定

場所：横浜市内公立学校 放課後キッズクラブ

従事者人数：4名

ファシリテーター：櫻井拓見

アシスタント：各回2名

ナビゲーター：印田彩希子

受益対象者：横浜市内公立学校児童 各回20名 合計60名

収入見込額：275,000円

支出見込額：255,500円

② 芸術・文化およびそれに関連するワークショップ事業

令和8年度日本語とつながる演劇ワークショップにおける制作業務

内容：舞台芸術（演劇・音楽・ダンス等）の強みや、アーティストの創造性・表現力の豊かさを生かして学習できるプログラムを開発することを目的に、日本語学習につながるプログラムや表現活動を通じて参加者同士の交流を生み出すワークショップ。

日時：2026年10月 全2回 予定

場所：学習院大学内教室

従事者人数：3名

ファシリテーター：各回1名

監修：柏木俊彦

受益対象者：日本在住の日本語教室に通う学生など 各回10名 合計20名

委託元：公益財団法人東京都歴史文化財団 東京芸術劇場

収入見込額：165,000円

支出見込額：167,500円

③ 芸術・文化およびそれに関連する国際交流事業

シアター・コーディネーター養成講座（運営・レクチャー配信）

内容：劇場と社会の間に立って、両者をつなぐ企画を考え、調整、発信する人材の育成を目指す講座。理論と実践を学ぶ4日間のワークショップ&レクチャーを開催。

日時：2026年7月 全4回 予定

場所：東京芸術劇場リハーサル室ほか

従事者人数：5名

映像ディレクター：柏木俊彦

映像撮影：米田浩章

音響操作：ホシノエイジ

オンラインサポート：櫻井拓見、吉田康一

受益対象者：俳優や演劇を学ぶ学生など 各回 20名 合計 80名

委託元：公益財団法人東京都歴史文化財団 東京芸術劇場

収入見込額：330,000円

支出見込額：310,500円

④ 芸術・文化およびそれに関連する情報収集・発信・調査研究事業

リンカーンセンター・エデュケーションディレクターによるミニワークショップ

内容：海外アーティストと日本の演劇関係者がシアターゲーム、レクチャーなどのミニワークショップを通して、ニューヨークの取組や事例を学んだことなどを報告書にまとめ、ホームページ等で発信する事業。

日時：2026年6月 全1回 予定

場所：新宿区内貸しスタジオ

従事者人数：4名

講師：カティ・コーナー

スタッフ：柏木俊彦、末永明彦、デフラー森永明日夏

受益対象者：ティーチングアーティスト 15名

参加費：無料

収入見込額：0円

支出見込額：52,500円

活動予算書

2025年4月1日から2026年3月1日まで

法人の名称 特定非営利活動法人 SEED OF ARTS

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費		30,000	
2. 受取寄附金		0	
3. 受取助成金等		0	
4. 事業収益		0	
(1) 特定非営利活動に関する事業□			
① 令和7年度横浜市にぎわいスポーツ文化局子どもの文化体験推進事業	0		
② 令和7年度日本語とつながる演劇ワークショップにおける制作業務	0		
③ 令和7年度シアター・コーディネーター養成講座	0		
④ リンカーンセンター・エデュケーションディレクターによるミニワークショップ	0		
5. その他収益		124	
経常収益計			30,124
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	3,000		
振込手数料	0		
その他経費計	3,000		
事業費計		3,000	
2. 管理費			
(1) 人件費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
諸謝金	0		
交通費	0		
印紙代	0		
振込手数料	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			3,000
当期経常増減額			27,124
当期正味財産増減額			27,124
前期繰越正味財産額			465,697
次期繰越正味財産額			492,821

活動予算書

2026年4月1日から2027年3月1日まで

法人の名称 特定非営利活動法人 SEED OF ARTS

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費		30,000	
2. 受取寄附金		0	
3. 受取助成金等		0	
4. 事業収益		770,000	
(1) 特定非営利活動に関する事業口			
① 令和8年度横浜市にぎわいスポーツ文化局子どもの文化体験推進事業	275,000		
② 令和8年度日本語とつながる演劇ワークショップにおける制作業務	165,000		
③ 令和8年度シアター・コーディネーター養成講座	330,000		
④ リンカーンセンター・エデュケーションディレクターによるミニワークショップ	0		
5. その他収益		124	
経常収益計			800,124
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	776,000		
振込手数料	10,000		
その他経費計	786,000		
事業費計		786,000	
2. 管理費			
(1) 人件費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	3,000		
諸謝金	5,000		
交通費	3,000		
印紙代	2,500		
振込手数料	500		
その他経費計	14,000		
管理費計		14,000	
経常費用計			800,000
当期経常増減額			124
当期正味財産増減額			124
前期繰越正味財産額			492,821
次期繰越正味財産額			492,945